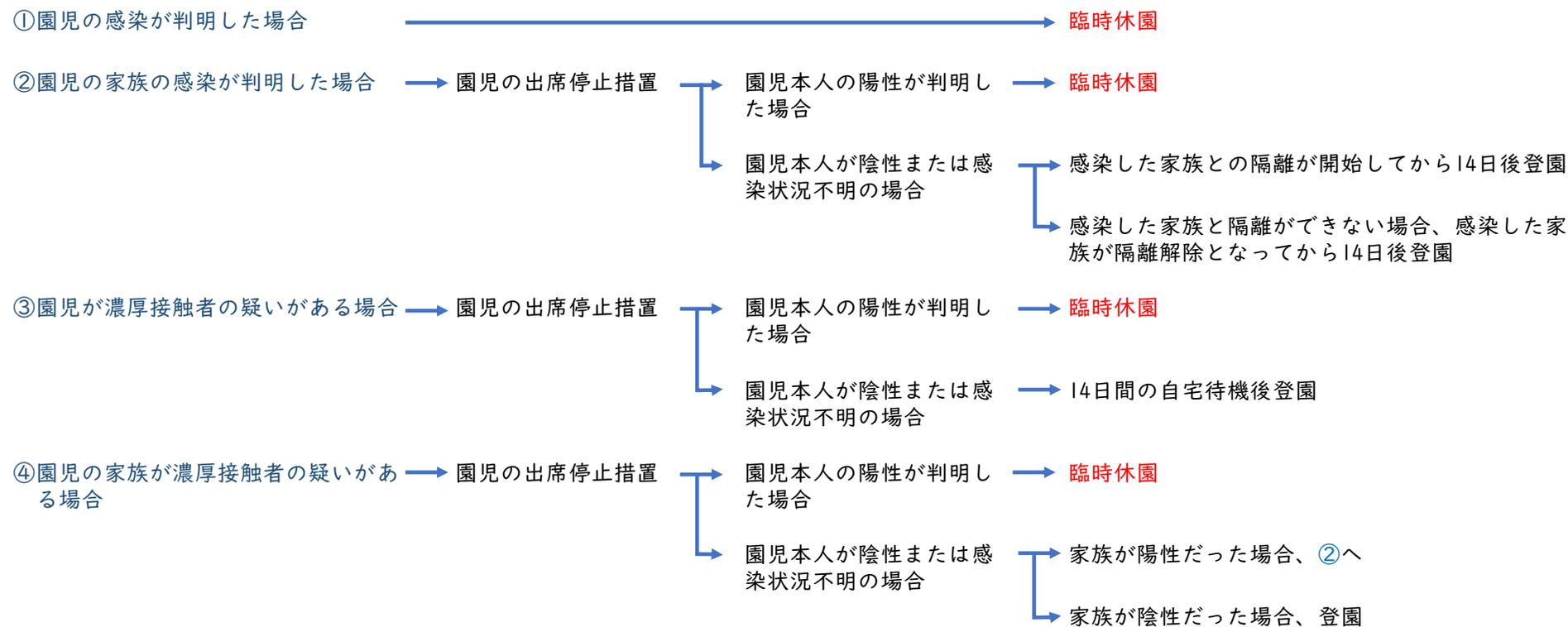


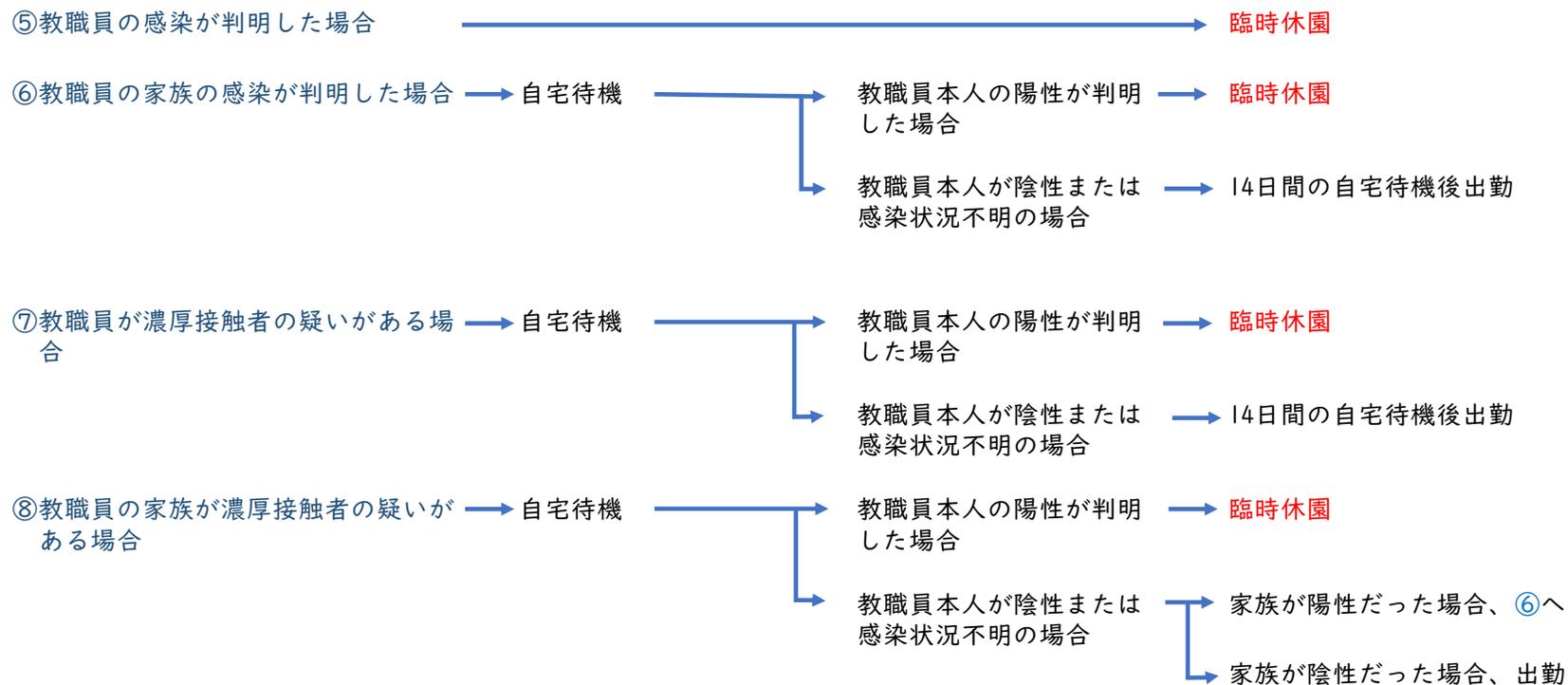
新型コロナウイルス感染症について

(園児もしくは教職員とその家族に感染者等が判明した場合の判断基準)



新型コロナウイルス感染症について

(園児もしくは教職員とその家族に感染者等が判明した場合の判断基準)



新型コロナウイルス感染症について

(園児もしくは教職員とその家族に感染者等が判明した場合の判断基準)

• 幼稚園で感染者が発生した場合の**臨時休園**について

園児もしくは教職員の感染が確認された場合は、園内の消毒や保健所による濃厚接触者の範囲の 特定、検査に必要な日数として2~3日程度の臨時休園を行う。その後、濃厚接触者がいない場合は再開する。濃厚接触者については、2週間の出席停止とし自宅で経過観察を行う。なお、濃厚接触者とは、新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間（発症2日前から入院等をした日まで）に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査（積極的疫学調査）を行い、個別に濃厚接触者に該当するか判断します。

• 登降園について

- ①毎朝、自宅で検温し、結果の記録を **LEBER** に入力・送信する。
- ②**LEBER** の記録が確認出来なかった園児については検温及び健康観察を行い、異常があった場合は早退を促す。
- ③検温において、平熱より高い場合は解熱後24時間以上経過し、かつ、咳、喉の痛み等の風邪の症状がある場合は改善傾向となるまで登園を控えてもらう。
- ④同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合は家族の状況を報告し自宅での経過観察とする。

備考：この方針は、国や茨城県及びつくば市のガイドラインを参考としています。感染状況により、改訂・追加を行う場合があります。